

釜ヶ崎での住民登録問題に関し、

12月27日、大阪市に要望書を提出しました。

12月20日に、釜ヶ崎解放会館での住民登録問題に続いて、当NPO釜ヶ崎とふるさとの家に大量の住民登録があると、大阪市市民局が下記の文書を記者発表しました。この件について、12月27日(水)午前10時から、NPO釜ヶ崎より理事長の山田、事務局長の沖野、ふるさとの家より前田さん、そしてNPO釜ヶ崎理事でふるさとの家の神父である本田神父の4名で、大阪市役所において市長宛の要望書を市民局に提出し、趣旨説明して要望してきました。

また、午前11時から市政記者クラブにて記者会見をおこない、「当法人事務所・施設における住民登録問題についての見解」を発表しました。「要望書」と「見解」および新聞記事については、大阪市発表文書の後に載せています。

平成18年12月20日

大阪市市民局

担当：市民部区行政企画担当課長

清水 亨

「あいりん地域」での住民登録問題について

「あいりん地域」での住民登録問題について、既に明らかになっている萩之茶屋2丁目の3,530人の住民登録に加え、市民局において調査した結果、新たに2箇所で同様の住民登録があることが判明しました。

本市としては、こうした住民登録について、その居住実態を確認のうえ、法に則して住民登録の適正化を図る必要があると考えていますが、国民健康保険や介護保険など各種施策にも影響を与える可能性がありますので、関係先とも調整しながら慎重に対応してまいります。

記

1 新たに判明した箇所について

記 (1) 所在地 西成区萩之茶屋1丁目5番4号 釜ヶ崎支援機構

建物構造等 プレハブ造 2階建て 敷地面積 57.78m²

延べ床面積不詳 建築年不詳

住民登録者数 129人

(2) 所在地 西成区萩之茶屋3丁目1番10号 ふるさとの家

建物構造 鉄骨造 3階建て 敷地面積 253.72m²

延べ床面積 399.2m² 昭和52年建築

住民登録者数 27人

2 既判明分(参考)

所在地 西成区萩之茶屋 2 丁目 5 番 23 号 釜ヶ崎解放会館
建物構造等 鉄骨造 5 階建て 共同住宅敷地面積 44.76m²
延べ床面積 173.6m² 昭和 41 年建築
住民登録者数 3,530 人

3 住民登録数が増えた要因について

日雇い労働者の失業手当「求職者給付金」(通称：あぶれ手当)受給のための雇用保険被保険者手帳(通称：白手帳)の取得要件に住民票の添付が必要であることも一因と考えられます。また、その他各種届出等における本人確認資料として住民票が求められることなども考えられます。

4 今後の対応について

居住実態を確認のうえ、住民基本台帳法に則して、住民登録について所要の措置をとる必要があると考えております。

なお、国民健康保険や介護保険など各種施策にも影響を与える可能性があるため、関係先とも調整しながら慎重に対応してまいります。

5 課題

- ・ 居住実態の確認方法
- ・ 虚偽の届出にかかる法律上の問題
- ・ 選挙人名簿の取扱い
- ・ 所要の措置に伴う各種施策への影響
など

住民登録問題に関する要望

大阪市長 関 淳一 様

2006 年 12 月 27 日

大阪市西成区萩之茶屋 1 丁目 5 番 4 号
特定非営利活動法人・釜ヶ崎支援機構
理事長 山田 實

大阪市西成区萩之茶屋 3 丁目 1 番 10 号
社会福祉法人フランチスコ会 ふるさとの家
施設長 吉岡 政子

本年 12 月 20 日に、大阪市民政局が「『あいりん地域』での住民登録問題について」と題する文書を記

者発表し、その中で「市民局において調査した結果、新たに2箇所と同様の住民登録があることが判明しました。」として、西成区萩之茶屋1丁目5番4号にある釜ヶ崎支援機構に129人、西成区萩之茶屋3丁目1番10号にあるふるさとの家に27人の住民登録があることを発表しました。それに伴い、報道各社は、「架空登録」「違法登録」「虚偽登録」と報じました（以下、本件住民登録問題という）。

釜ヶ崎支援機構とふるさとの家の両法人（以下、両法人という）は、本件住民登録問題により、釜ヶ崎（あいりん地区）の日雇労働者や市内で野宿生活を余儀なくされている人々などが、住民登録を失ったり、新たに登録できなくなることによって、市民的諸権利を得ることができなくなり、自立への道を閉ざされてしまう結果になることを深く憂慮しています。

日本において、「住所」として設定できる固定した住居をもつことができない状態にある市民が多数存在することを認め、その対策が国・地方自治体ならびに国民の課題であることを宣言した、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の精神に鑑み、大阪市がこれらの市民の住民登録問題に関して、当人たちが権利を失うことのないように慎重かつ十分に配慮して対処することを求めるとともに、この問題の解決のために下記の事項を要望するものです。

記

- 1、住民登録は、雇用保険手帳の取得に限らず、選挙権・被選挙権、国民健康保険等社会保険制度への加入、年金手続き、運転免許証の取得（再交付ふくめ）、印鑑証明書・住民基本台帳カード等の身分証明の取得、預金通帳の作成など、ありとあらゆる市民的権利を得るために欠かせないものであることに配慮して、職権消除に偏ることなく、固定した住居をもつことができない状態にある市民が、どのようにすれば住民登録することが可能となるのか、ソーシャルインクルージョンの視点からの積極的施策として検討し、対処していただきたい。
- 2、本件住民登録問題の解決は、「居住実態のない者に対する住民登録の可否」ととどまらない、「あいりん」対策とホームレス対策の一環としてはかる必要があるとの認識に立ち、本件に関する検討機関は、大阪市内部の関係各部署にとどまらず有識者等を含めて広く構成し、その中に利害関係団体として両法人の参画を認めていただきたい。
- 3、検討機関による討議の結果、対策が実施されるまでの間、住民登録先として「住所設定」できる場所・機関を大阪市が指定して、そこに住民登録してもらう暫定的・臨時的措置を行っていただきたい。
- 4、両法人の事務所・施設、ならびに既判明分として挙げられている萩之茶屋2丁目の釜ヶ崎解放会館を「住所地」として住民登録している人に対して、職権消除する前の通知をするだけでなく、西成区役所内に臨時的に、本件住民登録問題についての相談と援助のための窓口を設けるようにしていただきたい。そこで、他所に住民登録できない理由が、固定した住居がない場合であれば住居を与える、借金等であれば法律相談につなげる等の援助をおこなうなど、当該場所が住民登録先として認められない場合の代替措置を講じられるようにしていただきたい。
- 5、3項における指定場所・機関が定まるまでの新規住民登録についても、4項の措置に準じて、

相談窓口での対処と代替措置をお願いしたい。

- 6、 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法に基づく国の基本方針の見直しにおいて、ホームレス等の住民登録対策を、必須の課題として国に求めるとともに、大阪市の基本計画の見直しにおいても、必須の課題として検討していただきたい。

当法人事務所・施設における住民登録問題についての見解

2006 年 12 月 27 日

特定非営利活動法人・釜ヶ崎支援機構
社会福祉法人・ふるさとの家

本年 12 月 20 日に、大阪市民局が「『あいりん地域』での住民登録問題について」と題する文書を記者発表し、その中で「既に明らかになっている萩之茶屋 2 丁目の 3,530 人の住民登録に加え、市民局において調査した結果、新たに 2 箇所と同様の住民登録があることが判明しました。」として、西成区萩之茶屋 1 丁目 5 番 4 号にある釜ヶ崎支援機構に 129 人、西成区萩之茶屋 3 丁目 1 番 10 号にあるふるさとの家に 27 人の住民登録があることを発表しました。それに伴い、新聞各社は、「架空登録さらに 2 ヶ所」（朝日）、「西成の大量住民登録新たに 2 ヶ所計 156 人」（産経）と報じ、テレビ各局においては「架空登録」「違法登録」「虚偽登録」との見出しをつけて、夕方のニュースにおいて放映しました。

これらの発表や報道により、釜ヶ崎（あいりん地区）の日雇労働者や、市内で野宿生活を余儀なくされている方から、「住民票は消されてしまうのか」「今後どこにおけばよいのか」との不安の声を数多く聞きます。釜ヶ崎支援機構とふるさとの家の両法人は、これらの人たちが住民登録を失ったり、あらたに住民登録できなくなることによって、市民的諸権利を得ることができなくなり、自立への道を閉ざされてしまう結果になることを深く憂慮し、本日大阪市長宛てに別紙の要望書を提出いたしました。

この問題について、関係各方面ならびに野宿生活を余儀なくされている皆さん、釜ヶ崎の日雇労働者の皆さんに多大なご心配をかけていることをお詫びするとともに、本問題に対する両法人の見解を明らかにするものです。

1、問題の発端

発端は、本年 12 月 7 日に、京都での他人の住民票の不正利用によるなりすまし・住民基本台帳カード不正取得事件に絡んで、不正利用された住民票が、萩之茶屋 2 丁目にあるひとつの支援団体の建物に住民登録されたものであり、その建物に 3,300 人の住民登録があることは不自然だとして、マスコミ各社が大々的に報道したことに始まります。

今回の両法人の事務所・施設における住民登録の問題も、この一連の釜ヶ崎における住民登録問題の流れの中にあります。

2、両法人における住所設定の取扱い方

特定非営利活動法人・釜ヶ崎支援機構は 1999 年 9 月に認証され、翌 2000 年から萩之茶屋 1 丁目 5 番 4 号にある 2 階建のプレハブに事務所を移転しました。当法人は「野宿生活を余儀なくされている人々と野宿に至るおそれのある人々の自立支援」を目的として、55 歳以上の高齢日雇労働者・野宿生活者を対象にした特別清掃事業を始めとする就労機会提供事業、寝場所のない人々を対象にした臨時夜間避難所による寝場所提供事業を中心に、その他就職支援事業や技能講習事業・公衆衛生事業・福祉生活相談事業等、幅広く自立支援事業をおこなっています。

社会福祉法人フランチスコ会・ふるさとの家は、1977 年に現在の場所に移転して以降、高齢の野宿生活者・日雇労働者に、昼間の憩いの場・休憩所として施設を開放するとともに、それらの人たちに対して生活相談・福祉相談・援助活動をおこなっています。

私たちの目標は、すべての人が野宿生活から脱出して畳の上での自立した社会生活を営めるようになること、すべての人が野宿生活を余儀なくされることのない社会制度を作ることです。そのための相談・援助活動の中で、住む場所がないため野宿生活を余儀なくされていたり、簡易宿泊所や野宿生活・保護施設や夜間避難所等を短期で転々とせざるを得ないために住民登録できる場所がないが、自立支援のために住民登録が欠かせないと思われる人に対しては、固定した住居が得られれば住民登録を移すことを条件に、事務所や運営する施設を住民登録先として利用することを認めてきました。

3、住民登録は市民的権利を得るために欠かせないものです。

市民としての権利を得、あるいは行使するためには、住民登録は不可欠です。雇用保険手帳の取得に限らず、選挙権・被選挙権、国民健康保険・介護保険等の社会保険制度への加入、年金手続き、運転免許証の取得（再交付ふくめ）、印鑑証明書・住民基本台帳カード等の身分証明の取得、預金通帳の作成などありとあらゆる場面で住民登録が必要とされています。

公園や路上で野宿生活を送っているが、調べてみると年金の受給資格がある、しかし「住所」がないと年金の裁定請求をするのに支障をきたしたり、振込先の銀行口座を作れない。そのためには一時的にどこか連絡のつくところに住民登録をしなければならない。このような相談は後を絶ちません。実際に厚生年金や国民年金、企業年金、さらには労災保険の障害補償年金にいたるまで、当法人事務所・施設に一時的に「住所」を置くことによって年金の受給や再開が可能になり、アパートを借りて野宿生活から脱出することができた事例、年金額が少ないため野宿生活から脱するまでには至らないが、当法人事務所・施設を現況届の送付先にすることによって、年金受給を続けてこられた事例は少なからずあります。

また、野宿生活者だけではなく、年金でアパート暮らしをしていたが、長期に入院することになってアパートを引き払わざるを得なくなったため、健康保険・介護保険を続けるために何とか住民票を置いてもらえないかと相談され、当法人施設におくことで、年金受給と健康保険・介護保険を続けることができた事例も数例あります。

4、固定した住居をもつことができない状態にある市民が多数います。

住民基本台帳法が予定している「住所」として設定できる固定した住居を、もつことができない状態にある市民は、日本全国に多数存在しています。ひとつは日雇労働者、もうひとつは野宿生活者（ホームレス）です。日雇労働者は、仕事の都合で「飯場」と呼ばれる建設業者の寄宿舍や釜ヶ崎（あいりん地区）にある簡易宿泊所間を、きわめて短期間で移動を繰り返さざるを得ず、仕事がないときは野宿しな

ければならなくなることもあるため、1 箇所「居住実態」といわれる状態をつくるのがきわめて困難な人たちが多数います。また、野宿生活者は、「住所」として設定できる固定した住居を、持っていないのは明らかです。2003 年に国がおこなった「ホームレスの実態に関する全国調査」では、全国で 25,296 人、大阪市内で 6,603 人の方が野宿生活を余儀なくされていることが明らかにされています。さらには、飯場や簡易宿泊所で暮らす日雇労働者が、全国で少なくとも数万人はいるでしょう。「居住実態」ということのみをもって住民登録問題进行处理することは、これらの人たちが市民的権利の枠外に追いやられる危険性をはらんでいます。固定した住居をもっていないとしても、どこか連絡の取れる場所を住所地として住民登録しなければ、これらの人たちは、市民社会から排除された存在となり、自立への道が閉ざされてしまうことになるのです。

5、「架空登録」「虚偽・違法登録」としても、問題は何も解決しません。

住民基本台帳法が、固定した住居をもつことができない状態にある市民を、当該法制度の中に包摂しえるものとして制定されていないのであれば、それは法制度自体の不備に他なりません。一部の市民が法制度の枠外に置かれてしまうことは、法治国家として望ましい姿ではありません。このことを見ずに、そのような状態にある市民が住民登録できる対策がない現状を前提として、「違法」「架空」「虚偽」とすることは、なんら問題の解決には近づきません。また、2002 年に制定され、日本において、まさに住民基本台帳法が予定しない、固定した住居をもつことができない状態にある市民が多数存在することを、国として認め、その対策が国民の課題であることを宣言した、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の精神に反し、ソーシャルインクルージョンの社会的流れに逆行するものです。

問題は、法制度が予定している状態と現実にある状態との乖離が、法制度によって包摂されるべき同一社会の中に厳然と存在していることを認めることから出発しなければなりません。

6、問題の本質は基本的人権の問題であり、それが侵害されている状態の解決こそが必要です。

今回大阪市が発表した住民登録問題の本質は、「雇用保険手帳の取得」にのみ矮小化されるべきではなく、固定した住居をもつことができない状態にある人々の市民権はいかにして守られるべきかという、根本的な市民権・人権の問題に他なりません。「住民基本台帳法は、そのような人たちの存在を予定していないから、居住実態のない場所での住民登録は違法である」とするならば、早急にその人たちに住居を与え、「合法的に」住民登録することが可能となる方策をとるべきです。私たちが望むものも、住民基本台帳法の改正や弾力的運用ではなく、基本的人権の侵害そのものである野宿生活を余儀なくされる状態から脱し、堂々と住民登録できる安定した住居と、それを支える安定した就労・福祉が確保できる状態を、制度として確立していくことにあります。

両法人は、その制度の確立に向けて、現状を批判することのみにとどまるのではなく、国や地方自治体と協働して実現していこうとするものです。今回の住民登録問題を、「居住実態のない者に対する住民登録の是非」の問題にしてしまうのではなく、日本におけるホームレス問題の根本的な課題として、その解決のために努力していきます。

以上の趣旨をご理解していただき、皆様のさらなるご支援を求める次第です。

【新聞記事】

慎重な対処求め2団体が要望書 (産経 12 月 27 日夕刊)

西成の大量住民登録

大阪市西成区の大量住民登録問題で、居住実態がない住民の登録先となっていた野宿者らの支援組織「釜ヶ崎支援機構」と「ふるさとの家」が 27 日、市に慎重な対処を求める要望書を提出した。両団体は「住民登録だけの問題に限定せず、ホームレスらの状況を踏まえた問題として捉えてほしい」と訴えている。

要望書は、日雇い労働者らが住民登録を失うことなどによって「自立への道を閉ざされる」ことを指摘。有識者を交え、就労などの対策も踏まえた検討機関の発足を提案。暫定措置として、ホームレスらが住所設定ができる場所や機関を市が指定し、臨時登録してもらう方法も提言している。

支援組織が救済措置要望 大阪市に (毎日 12 月 28 日朝刊・大阪市内面)

あいりん地区の大量住民登録

大阪市西成区のあいりん地区で、日雇い労働者の支援組織所在地に大量の住民票が置かれていた問題で、支援組織のうち「釜ヶ崎支援機構」「ふるさとの家」は 27 日、連名で大阪市に救済措置を要望した。

住民登録は日雇い労働者の雇用保険被保険者証(白手帳)や選挙権、健康保険などの手続きのため欠かせないが、市が住民登録を職権で削除などすれば「自立への道を閉ざされる」と主張。▽対応を協議する機関に支援団体を参画させる▽協議の間、住所地として設定できる場所を市が提供する▽区役所内に相談窓口を設ける、ことなどを求めた。

両団体所在地にはそれぞれ、129 人、27 人が住民票を置いているとされた。団体の代表らは会見で「日雇い労働者からは『行く場所がなくなる』と不安の声が高まっている。固定した住居をもてない市民が多数いるのが現実だ」などと訴えた。

一方、関淳一市長はこの日の定例会見で一連の問題について、「法治国家なので、住民登録をルーズにやっているといいということはない。しかし、背景には(労働者らの)国民健康保険などの問題もあると聞いており、どう是正するかはよく考えて進めたい」と述べた。

あいりん地区大量住民登録 支援団体、市に対応要請

(朝日 12 月 28 日朝刊・大阪市内面)

大阪市西成区のあいりん地区の三つの建物に多数の日雇い労働者らが住民登録していた問題で、労働者支援の NPO 法人「釜ヶ崎支援機構」と社会福祉法人「ふるさとの家」のメンバー4 人が 27 日、大阪市役所を訪れ、地区の実情にあった対応策を求める書面を市民局の担当者に手渡した。

同市によると、釜ヶ崎支援機構の事務所には 129 人、ふるさとの家の建物には 27 人が住民登

録している。要望書は、日雇い労働者や野宿者ら「固定した住居をもてない人」は、住民登録がないと最低限の権利を得られず、自立機会を逸す恐れがあると指摘。問題発覚後、野宿者らが年金の取得で支援団体の建物に住民登録を試みたが、西成区役所に断られたケースも出ているという。同機構の山田実理事長は「法制度の不備を解消する間も、公的施設でカバーするなど何らかの手だてを早急に示して欲しい」と訴えた。

「暫定的な住所を」 （読売 12 月 28 日朝刊・大阪市内面）

あいりん架空住民登録 2 団体大阪市に要望

大阪市西成区のあいりん地区の宅地に、多数の日雇い労働者らが住民登録している問題で、事務所がある場所が登録先となっている 2 団体が 27 日、労働者らが暫定的に住民登録できる場所を市が指定することや区役所に相談窓口を設置することなどを求める要望書を市に提出した。

129 人が登録している NPO 法人「釜ヶ崎支援機構」と、27 人が登録している「社会福祉法人フランチスコ会ふるさとの家」。

両団体は「野宿生活者や労働者が自立するため、住民登録は欠かせなか」と主張。同 NPO の山田實理事長は「まじめに就職活動をする人ほど連絡先の問題が出てくる。しゃくし定規な対応では市民の権利を失ってしまう」と話した。

この問題に関連し、関淳一市長は同日の記者会見で、「住民登録は大事な公的手続きで、問題は放置できない。実情を確認し、福祉施策との関係などに配慮して対応したい」と述べた。

【新聞記事(12 月 20 日報道分)】

西成の大量住民登録 新たに 2 カ所 計 156 人

日雇い労働者ら支援施設 （産経・12 月 20 日夕刊）

大阪市西成区の「あいりん地区」の 44 ㎡の宅地に 3500 人を超える住民登録がされていた問題で、大阪市は 20 日、新たに同地区内の 2 カ所で計 156 人の住民登録がされていたと発表した。いずれも日雇い労働者や野宿者を支援する組織の事務所や施設がある場所。市は「居住実態を確認し、適正化をはかりたい」としているが、施設側は「居住実態の有無だけで住民登録を奪うことは野宿者や日雇い労働者の生活の安定を奪いかねない」と反発している。

新たに大量の住民登録が判明したのは、いずれも西成区萩之茶屋にある NPO 法人「釜ヶ崎支援機構」の事務所(プレハブ 2 階建て、敷地面積 58 ㎡)と社会福祉法人「ふるさとの家」(鉄骨造 5 階建て共同住宅、敷地面積 45 ㎡)で、いずれも居住スペースはない。釜ヶ崎支援機構に 129 人、ふるさとの家に 27 人の住民登録がされていた。

いずれも日雇い労働者の失業手当「求職者給付金」を受け取るために必要な雇用保険被保険者手帳の取得の際に、住民票の添付が義務づけられていることが要因とみられるという。

市は今月、同地区の 44 ㎡の宅地に立つビル「釜ヶ崎解放会館」に 3530 人に住民登録がされて

いたことが表面化したことを受け、同様の場所がないかを調査したところ 2 カ所が判明した。

釜ヶ崎支援機構は平成 12 年ごろから、年金受給など、どうしても住民登録がなければ生活が成り立たない人に限り住民登録を受け入れてきたと説明。山田実理事長は「NPO 法人の趣旨として、野宿者や日雇い労働者に生活の安定をはかり、社会に適応できるようにするための手段としてやむを得ず行っていること。市が住民登録を削除するというのは現実を見ていないとしかいえない」と話した。

また、釜ヶ崎解放会館については大量の住民登録が表面化した後にも 6 人が転入していることが判明。転出が 22 人、死亡届が 2 人、市内への住所変更が 61 人あり、合計で 79 人分は住民登録が減っているという。

架空登録さらに 2 カ所 （朝日・12 月 20 日夕刊）

あいりん地区、大阪市発表

大阪市西成区のあいりん地区の 5 階建てビルに、3500 人以上の日雇い労働者らが住民登録していた問題で、同市は 20 日、新たに地区内の二つの建物に計 156 人が住民登録していたと調査結果を発表した。いずれも居室などはなく、架空登録とみられる。市は居住実態がなければ職権で登録を削除するとしながらも、現行制度では日雇い労働者が失業手当を得るために住民票が必要なことから、国を含めた関係先と対応を協議する。

同市市民局によると、新たな判明分は、西成区萩之茶屋 1 丁目の NPO 法人「釜ヶ崎支援機構」のプレハブ 2 階建ての事務所(敷地面積 57・78 m²)の 129 人と、同 3 丁目の社会福祉法人「ふるさとの家」(鉄骨造り 3 階建て、延べ床面積 399・2 m²)の 27 人。ともに野宿者や日雇い労働者の支援を続けている。釜ヶ崎支援機構の山田実理事長は「失業手当に加え、野宿生活者が就職しようとする場合などに連絡先を置く必要もあり、住民登録を認めてきた。登録を削除するだけでは問題の解決にならない」と話している。

一方、計 3530 人が住民登録していた「釜ヶ崎解放会館」では、報道があった 7 日以降、転出などで約 80 人が住民登録を異動させたという。

新たに 156 人が集団住民登録 （朝日・12 月 20 日夕刊）

西成の 2 ヶ所

大阪市西成区役所が、日雇い労働者の支援団体が入居するあいりん地区のビルに約 3400 人の住民登録を受け付けていた問題に関し、市は 20 日、同地区の別の支援団体拠点 2 カ所で新たに計 156 人が登録されていた、と発表した。雇用保険や健康保険など各種手続きの際に身分証明として住民票が必要なことから、団体側が労働者支援のため住所貸ししているとみられる。市は「適正化を図る必要があるが、福祉に影響を与える可能性もあり、慎重に対応する」としている。

新たに判明したのは、同区萩之茶屋の 2 施設で、プレハブ 2 階建てと鉄骨 3 階建ての支援拠点に、それぞれ 129 人と 27 人が住民票を置いていた。同市市民局は「住民基本台帳法などは定住を前提としているが、日雇い労働者の生活は不定住にならざるを得ない面もあり、大きな課題」としており、雇用保険や選挙、福祉などを担当する内外の関係部局と対応を協議する方針。

新たに 2 か所 156 人住民登録 （読売・12 月 20 日夕刊）

西成、実態調査へ

大阪市西成区のあいりん地区の 44 ㎡の宅地に 3530 人が住民登録している問題で、大阪市は 20 日、居室のない同地区内の 2 か所の宅地で、新たに計 156 人の住民登録が行われていたことを明らかにした。いずれも労働者の支援団体の建物があり、市は虚偽登録の疑いがあるとして、居住実態の調査に乗り出す。

新たに判明したのは、プレハブ造り 2 階建ての「釜ヶ崎支援機構」(58 ㎡)に 129 人、鉄骨造り 3 階建ての「ふるさとの家」(254 ㎡)に 27 人。

市は大量登録の原因について、「日雇い労働者が失業手当を受給するために住所が必要なことや、各種届け出の身分証明として住民票を求められることが考えられる」としている。